

向日葵

ひ ま わ り

第23号

平成29年3月13日発行

発行所
三条市農業委員会



芽ばえ

『守門の連嶺 天を摩し

大河信濃 地をはしる

稔ゆたけき 越の国

ここ蒲原のうまし里』

これは三条市立本成寺中学校の校歌の歌詞の一部で、みゆり豊かな田園に囲まれた地域を表したものです。

この景観を未来永劫維持することにはこれからは多大な費用が掛かってくるのだと予感させられます。

農業所得だけでは農業を維持するのは困難であり、国土保全の観点から農業を守り日本を守るということを国民全体の共通認識とすることが重要といま叫ばれています。

(廣川)

農業への挑戦 地域おこし協力隊 vol.1



棚田の再生活動（南五百川）

下田米のおいしさを地域外に広げることに取り組みました。現在進行中の取組としては、下田産の芋焼酎づくりです。近年まで県内では生産量一位を誇っていた下田地域のサツマイモを再び盛り上げたという思いから、「下田産芋焼酎プロジェクト」として昨年5月から取り組んでいます。この取組は、下田地域ではほとんど栽培されていなかった、芋焼酎に適した「黄金千

三条市地域おこし協力隊は、平成27年度から「NPO法人ソーシャルファームさんじょう」と協力し、様々な活動を通して下田地域を元気にしていこうと日々奮闘しています。

例外ではありません。そこで、十数年間放置されていた棚田を再生しようと「棚田再生プロジェクト」を立ち上げました。南五百川地区の棚田をお借りして地元の方の指導の下、できるだけ機械に頼らない昔ながらの方法で土壌づくりから収穫、脱穀までの一連の作業を行いました。収穫後の米はサイクリングイベントでの参加者への提供や四日町市場で販売するなど、



収穫できました

貫」という品種のサツマイモを用いて芋焼酎を作る事業です。黄金千貫の栽培適性試験も兼ねて、地元農家に栽培の協力をいただき、完成後の芋焼酎を還元するというユニークな仕組みです。今年度は試験的な実施ですが農家を始め27人の方から協力いただくことができました。

また、長野地区の開発畑では黄金千貫と共にエゴマを栽培しました。市外ではあまり知られていませんが、下田地域ではエゴマを栽培している農家があり、栽培方法を教えていただきました。収穫後は、下田名物のひござえんを作っている方に使ってもらったり、市内外から人を集めてエゴマみそ教室を開くなど下田地域のエゴマの



再生した棚田（南五百川）

認知度向上に取り組みました。来年度は、私たちの活動の趣旨や目的を広めつつ、地域の方からも取り組んでいただき、地域の方と一緒に前進して行きたいと思っています。

（地域おこし協力隊 鈴木）

『里山が古から新へ』

2年前から下田の空き家に居住し地域おこし協力隊として活動する若者がいる。農業・農村とまったく関わりが無い所から何かを模索しながら必死に田舎を再起しようとしている。そこに自分の居場所づくりをしている様でもある。未来を描くことが難しい現実の中、良き協力体制で希望のある里山を創生したいものだ。

（坂井浩行）

シリーズ 地域農業を支える農業者

岡野新田 坂井 一也さん



岡野新田の坂井一也さん44才を紹介いたします。両親、一也さん夫婦、子供3人の7人家族です。正月明けの大変忙しい時期にお話を聞かせてもらいに伺いました。現在の経営規模は受託地を含めて水稲25ha、露地畑30a、ハウス12a、JAの委託苗約4,000枚、露地畑にはさといも25a、自家野菜5a、育苗後のハウスにはミディトマトの養液栽培、その後はほうれん草やリーフレタスなどの葉物類を栽培されています。

秋の刈取り、乾燥、調製作業は自己完結型とのこと。農業をやるきっかけは子供の頃から農作業の手伝いをやっていたし物作りが好きだったから。学校を卒業後は3年位工場勤めも経験、父親に10haに規模拡大をしてくれれば自分も農業やると約束していたところ、10haまで規模を拡大してくれませんでした。

22才で就農し父親が主に水稲、一也さんと奥さんが園芸部門、母親は両方と一応作業分担があります。29年度の作付け予定はコシヒカリ、こしいぶぎを中心に新之助3ha、飼料用米4haと作業の分散を考えていて、ラジヘリのオペレーターもやられています。冬場は市の委託で歩道の除雪作業もやり、狭い小型の除雪車に父と2人で乗り込み、作業をしながら春からのことも考えるそうです。

JAの直売所へミディトマトを出荷しています。職員の指導で自分でPOPをつくりお客さんにも好評、固定客もあり坂井さんのトマトが欲しいといわれると今までの苦労も忘れて本当に嬉しくなるそうです。

将来的には、水稲は労働力、設備面を考えると規模的には現状維持かな。園芸部門は拡大したいそうです。息子さんは現在、他の農家さんに研修中で来年には就農する予定。息子が就農したらやっとならぶと坂井家の農業経営の方向付けがはつきりするとのこと。今後の目標として園芸部門の売り上げアップなど収益増加を目指すとのこと。特に今話題の水稲密育苗は大変興味があるそうです。今後は安全安心な農産物を消費者に提供し、家族経営で自己完結型農業を進めるとのお話でした。農業に魅力を持って取り組んでおられる坂井一也さんにエールを送りたいと思います。



東新保 金子 誠さん



東新保で地域の担い手として活躍中の金子誠さんをお訪ねしました。
*自己紹介してください
平成2年に農業大学を卒業し23回米作りをしました。45才

(星野・栗原)

になりません。妻が米粉パンの加工・販売をしています。
*就農のきっかけは
家が農家だったので自然と30才までは5〜6月、9月は勤めを休んで米作りをやっていました。その後、あるきっかけで勤めを辞め、専業になりました。

*いままでで大変だったことは
30才の秋に親父が突然入院することになり秋の作業を一人でやる羽目になり大変でした。

*これからの目標は
ゆるやかな規模拡大と良質米の生産拡大、新品種の新之助も栽培しているので個人でも販売していきたい。

*いま、思うこと
22才で就農してから6・8haの経営規模が4倍程の27haになりましたが手が回らなくなることは避けたいと思う。
労働力もいつまでも同じ条件でないで、これからのいろいろと考えていかなければと思っています。

お話の中でいろいろと設備の更新の時期を迎えているが自己資金で全てを賄うことがむずかしい。先の見通しが立たない中での投資は躊躇すること。
しかし、地域の担い手としてこれからも活躍されるに違いないと確信しました。
(村井・廣川)

農業の発展のために

第1調査部会長

大竹正信



農業の大きな役割は、食料の安定供給と農業と関連産業の経済的活動といわれています。その他にも国土の保全や自然環境の保全、地域の活性化、水源かん養機能など、私たちが思っている以上に色々な役割があります。

コメ消費の減少、農家の所得低迷や高齢化、耕作放棄地の増加、コメの生産調整の見直しなどの課題に加え、国内人口の減少や世界経済のグローバル化の中で、農業・農村は更なる影響を受けますが、農業の役割を果たすためにもこれに対応していかなければなりません。

昨年4月に、農業委員会法と農地法が改正されました。その主たる目的は農業の生産基盤である農地の利用の最適化を推進していくためであり、具体的には認定農業者や新規就農者へ農地を70%以上集約し、耕作放棄地を1%以下にするということです。そのために農業委員のほかに新たに「農地利用最適化推進委員」を設置するこ

とになりました。全国の農業委員会が、平成28年から30年にかけて新体制に移行していきます。三条市農業委員会では平成30年5月の新体制移行に向け、検討をすすめています。

これからの農業の発展のため、農業者の皆様の声が農政に反映されるよう農業委員会としてできることを一つ一つ着実にやっていきたいと思っておりますので、皆様の更なるご支援とご協力をお願いいたします。

三条市農林関係施策の市長要望

農業委員会は11月4日、國定市長に平成29年度三条市農林関係施策の要望を行いました。

要望に対して國定市長は、地域農業の活性化対策として、引き続き新規就農者の定住、雇用促進の取組を進めていく。農産物の付加価値化については、新たなメニューを加えた施策を展開したい。環境にやさしい安心・安全な農業に関する籾殻の活用対策については、29年度稼働予定の木質バイオマス発電施設の燃料として利用が可能かどうかなど、林業振興を図る意味でも調査研究を進めたい。果樹栽培農家に対する助成措



置に関しては、セイヨウナシ褐色斑点病が拡大しているのので、昨年に引き続き、せん定枝の焼却処分を認めていただきたいとする要望

に対し、昨年度をベースに早めに対処・周知したいとお答えをいただきました。

全国農業新聞

発行日 毎週金曜日（月4回）
購読料 月額700円（送料・税込）
申込先 農業委員会事務局
（毎月15日までの申込みで、翌月から送付いたします。）

■ 下限面積（別段面積）

農地の取得や借り受けは、取得する農地を含めて経営農地面積が50アール以上必要となっています。三条市は別段面積を設定せず、下限面積は農地法の規定どおり「50アール」としました。

■ 申請書の締切日は毎月10日です

農地の所有権移転や農地転用許可申請などの締め切りは毎月10日（10日が休日の場合は前日又は前々日）となります。

■ 農地の売買、貸借などの締め切り日

農地法第3条、4条、5条、基盤強化法関係
4月10日(月) 5月10日(水) 6月9日(金)
7月10日(月) 8月10日(木) 9月8日(金)

■ 総会開催日（予定）

4月28日(金) 5月31日(水) 6月30日(金)
7月31日(月) 8月31日(木) 9月29日(金)

平成28年度農業委員先進地視察研修

■横浜港湾労働組合
■農林水産省横浜植物防疫所

今回の視察研修は、輸入農産物の実態を視察し食の安全と国内農業の重要性を研修するため、7月5日～6日の1泊2日で横浜方面でした。

■横浜港湾労働組合

最初は横浜税関での輸入農産物の視察です。港湾労働組合による講演・現場視察で輸入農産物の現状（野積の輸入農産物）を見学、説明や資料を見てかなりの衝撃を



横浜港湾 野積倉庫

受けた。倉庫の中は木箱梱包や黒・青のタンク、中身は塩漬けされた大根・茄子等輸入野菜です。常温のテント倉庫の内外で数年にわたって簡易容器で保管されているにもかかわらず、腐らずにいる大根や茄子等の塩漬け野菜を目の当たりにし驚くよりもあきれました。これらの輸入野菜は輸入元から各加工会社に売られ、塩出し、漂白、味付けなど加工品として消費者の前に姿を変えて店頭に並ぶのです。安定供給を求める加工業者は、価格・保存性・食材の形態などを重視し、安全性は二の次である。これが各産地に運ばれ加工されると各産地のふるさと商品として販売されていると聞きこれまたビックリである。国内で認められていない農薬・添加物・ホルモン剤等が管理・監視不十分のまま流通している事実を農業者だけでなく消費者と共有し、安全・安心な食を実現できれば国内農業の発展につながると思う。さらに国産品の安



塩漬けのキュウリ（加工用）

全性をもっとアピールすることである。

研修終了後、ホテルに向かうバスの中で「夕食の食材は輸入品をどれだけ使っているんだろうな」と声が聞こえ一同苦笑した。

■農林水産省横浜植物防疫所

翌日の研修は農林水産省横浜植物防疫所です。植物の病害虫が海外から日本へ侵入することを防ぐ「輸入検査」、輸出相手国の検疫条

件に対応する「輸出検査」を行っている。増加が予想される輸入農産物の検疫は国内農林業を守ることで特に植物検疫は重要な役割を担っています。輸入（持込み）禁止な植物が多くあり、チチュウカイミバエやミカンコミバエが発生している国や地域からは全ての果実・果菜類が禁止、また、コドリリングが発生している国や地域からはリンゴ・サクランボ・殻付きクルミなどがあります。検査を受け病害虫がいなければ持ち込むことができます。いずれにしても海外には日本の農林業に重大な被害を与える恐れのある病害虫が多く存在しています。

国内でも移動規制があり持ち出し禁止植物があります。沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島からサツマイモなどの生塊根・生茎葉・地下部、カンキツ類などの生植物が持ち出しが規制されています。サツマイモの加工品や生果実は自由に持ち出すことができます。国内への侵入を警戒している病害虫は、これらの他にもたくさんあり、まん延防止には農業者だけでなく、国民の協力が必要だと思います。（原田）

新たな農業委員会制度！

農業委員会の事務の重点化

- 農地等の利用の最適化の推進に関する事務を、農業委員会の最も重要な事務として位置付けられました。

農地等の利用の最適化の推進とは

- 担い手への農地利用の集積・集約化
- 遊休農地の発生防止・解消
- 新規参入の促進

以上、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

農業委員の選出方法の変更

- 地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするため、公選制を廃止し、市長が市議会の同意を得て任命する方法に改められました。

農業委員を任命する際の要件

- 農業委員の過半数は、原則として認定農業者でなければならない。
- 農業委員会が所掌する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。
- 年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

農地利用最適化推進委員の新設

- 担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設することになりました。

推進委員を委嘱する際の要件

- 推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農業委員会が委嘱します。

農業委員の任命及び推進委員の募集・推薦

- 農業委員の任命及び推進委員の委嘱を行うに当たっては、農業者や農業団体などからの募集や推薦を行います。
- 募集と推薦の結果は公表が義務付けられ、結果を尊重することが求められています。

農業委員の選任方法

市長	区域を定めず推薦・募集を実施 推薦・募集の情報を整理し、公表 推薦・募集の結果を尊重して、選任議案を作成
市議会	同意
市長	任命

推薦委員の選任方法

農業委員会	農業委員会が定める区域ごとに推薦・募集を実施 推薦・募集の情報を整理し、公表 推薦・募集の結果を尊重して、委嘱
-------	---

新制度への移行時期(三条市の場合)

- 新たな農業委員・農地利用最適化推進委員の設置は、現在の農業委員の任期満了（平成30年4月30日）後となり、現在、新制度への移行に向けた検討を行っています。

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

農業委員会だより「向日葵」第23号をお届けします。地域の農地や農村の未来を考える農業委員会制度が改正されるなど、いままで農業・農村を支えてきた農業団体・組織の役割や存在意義が問い直されています。誰のための改革かともな論議が行われずに経済優先で改革が語られている印象を拭えません。

T P P協定をはじめとしたグローバル化を押し進めることで一部の人たちが恩恵を受けるかもしれませんが、それが為にかげがえのないものを失うような気がします。

表紙の歌詞の『蒲原のうまし里』を未来に渡って守り、輝き続けられるようにすることこそ必要であり大切な事と思います。

ようやく暖かさを感じる季節となりました。皆さん、頑張ってください。

(廣川)

委員長 廣川 哲也

副委員長 佐藤 満 星野 英治

委員 栗原 一郎 眞野 薫 坂井 良雄 村井善一郎 原田 勝 坂井 浩行

農業者年金に加入しませんか

税制面で大きな優遇措置があります

農業者年金は公的な年金制度ですから、税制面でも民間の個人年金保険とは大きく異なり、「入口から出口までの優遇措置」があります。

① 社会保険料控除による節税

- 農業者年金に加入して、その年に支払った保険料の全額が、所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になります。いくら安くなるかは、適用される税率によって差がありますが、支払った保険料の15%から30%程度の税額が安くなる「節税効果」があります。

保険料控除分の節税額(所得税・住民税)

課税対象所得	税率	保険料月額4万円 (年額48万円) の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円) の場合
195万円以下	15%	7万2千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	9万6千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	14万4千円	24万1千2百円



※保険料支払分で控除される所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

② 年金資産の運用益も非課税

- 一般の預貯金等の利子には20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税ですので、その分年金原資が多くなります。

年金資産の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
修正総合 利回り (%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78

平均運用利回り 年率で+3.00%

③ 受け取る年金も公的年金等控除の対象に

- 農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。
- 被保険者又は受給者が80歳前に亡くなられた場合に遺族に支給される死亡一時金は非課税となっています。



詳しくは、三条市農業委員会事務局までお問い合わせください。
電話：34-5635 (直通)

平成29年度 農作業賃金・機械作業料金等標準額

平成29年度の農作業賃金及び機械作業料金等の標準額を次のように定めましたので、お知らせします。

- ◎農業委員会で設定した賃金及び機械作業料金等は標準額です。
- ◎ほ場の条件等により、双方の話し合いで決めてください。
- ◎機械作業料金・機械運搬料及び育苗の金額は消費税込みの料金です。

区分	単位	金額 (円)		備考	
賃金	一般作業	8時間	7,600		果樹作業は8,000円 学生アルバイトは6,100円
機械作業料金	区分	単位	20a区画未満	20a区画以上	備考
	耕起	10a当り	6,700	6,000	
	代かき	10a当り	7,700	6,900	
	機械田植	10a当り	7,200	6,500	苗代金は別途
	コンバイン刈取	10a当り	20,600	18,500	倒伏等の場合は両者協議
	農薬散布	10a当り	720		薬剤費用は別途
	糞運搬費	10a当り	1,650		
	乾燥・調整	60kg当り	1,850		包装袋を除く
機械あぜ塗り	1m当り	36		あぜの片面塗り	
機械運搬料	トラクター コンバイン 田植機 運搬	10kmまで	6,480		1 市内片道料金 2 キャリアカー運搬
		15kmまで	8,100		
		20kmまで	10,800		
育苗	稚苗硬化苗	1箱当り	780		

平成28年 賃借料情報

- ◎標準小作料制度は平成21年の農地法改正で廃止されました。これに代わるものとして毎1月から12月までの1年間に締結(公告)された賃借料情報を提供しています。これは賃借料を決めるための参考であり、以前の「標準小作料」とは異なり拘束力はありません。
- ◎賃借料を決める際には、対象の農地の収穫量、生産物の価格、圃場条件、土地改良費など個々の状況を考慮して、貸し手と借り手双方で十分な話し合いを行い、納得のうえで決めてください。
- ◎平成28年1月から12月までに締結(公告)された賃借料は、次のとおりです。

田(水稻) (10アール当たり)

地区名	区分	締結件数	平均締結額	最も多い締結		最高		最低	
				件数	締結額	件数	締結額	件数	締結額
三条地区	金納	414	17,900円	94	15,000円	5	35,000円	2	7,500円
	物納	34	81kg	11	120kg	11	120kg	1	20kg
栄地区	金納	426	18,400円	65	20,000円	1	30,000円	1	1,000円
	物納	7	78kg	-	-	1	120kg	1	30kg
下田地区	金納	239	11,100円	61	15,000円	1	21,100円	3	1,000円
	物納	90	48kg	38	60kg	1	62kg	1	15kg

- 1 締結額は算出結果の10円単位を四捨五入し、100円単位としています。
- 2 平均締結額は単純平均ではなく、締結件数を加味した加重平均としています。
- 3 畑は締結件数がごく少ないため掲載していません。